

資料提供(投げ込み) 令和元年11月8日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所属	職・氏名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	人事課長 田中 啓介

令和元年度津市職員採用試験後期日程（令和2年度採用予定）及び 津市育休代替任期付職員採用試験の実施について

令和元年度津市職員採用試験後期日程（令和2年度採用予定）及び津市育休代替任期付職員採用試験を下記のとおり実施します。

記

- 1 試験日
令和2年1月19日(日)
 - 2 試験場所
市本庁舎内
 - 3 受付期間
令和元年11月18日(月)から同年12月26日(木)まで
 - 4 募集職種及び受付場所
 - (1) 募集職種
 - ア 職員採用試験後期日程（令和2年度採用予定）
事務職（障がい者対象）及び技術職（土木）
 - イ 育休代替任期付職員採用試験
事務職、技術職（建築）、保育士、保健師、技能員（調理員）及び幼稚園教諭
 - (2) 受付場所
 - ア 職員採用試験後期日程（令和2年度採用予定）
総務部人事課（市本庁舎7階：電話番号 059-229-3106）
 - イ 育休代替任期付職員採用試験
 - (ア) 総務部人事課（事務職、技術職（建築）保育士、保健師、技能員（調理員））
（市本庁舎7階：電話番号 059-229-3106）
 - (イ) 教育委員会事務局教育総務課（幼稚園教諭のみ）（市教育委員会庁舎
4階：電話番号 059-229-3292）
- ※ 郵送による申し込みも可
- 5 概要
別紙1及び別紙2参照

令和元年度津市職員採用試験後期日程（令和2年度採用予定）の実施について（概要）

1 職種等、採用予定人数及び受験資格

職種等	採用予定人数	受験資格	
		学歴等	生年月日等
事務職 (障がい者対象)	5人程度	(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)から(6)のいずれかの要件を満たす人 (1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込みの人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている人 (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターが交付した判定書（知的障がいであると判定する旨が記入されたもの）を有する人 (5) 都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている人 (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	(1)及び(2)の要件を満たす人 (1) 昭和59年4月2日以降平成14年4月1日までに出生の人 (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人
技術職 (土木)	3人程度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) ア及びイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において土木に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	(1)及び(2)の要件を満たす人 (1) 昭和59年4月2日以降出生の人 (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人

※ 日本国籍を有しない人も受験できます。

※ 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

※ 日本国籍を有しない人は、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件に任用を行います。

※ 日本国籍を有しない人は、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件に採用を行います。

2 令和元年度津市職員採用試験後期日程（令和2年度採用予定）の申込受付は、令和元年11月18日（月）から同年12月26日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）において、総務部人事課（本庁舎7階 電話番号：059-229-3106）で行います。郵送による申込みもできます。

3 第1次試験

試験日	試験場所
令和2年1月19日（日）	本庁舎

※ 詳細については、令和元年11月11日（月）から総務部人事課、教育委員会事務局教育総務課、案内（本庁舎1階）、アストプラザ、各総合支所、各出張所、東京事務所等で配布する受験案内等を御覧ください。

また、津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）でも、御覧いただけます。

津市育休代替任期付職員採用試験の実施について（概要）

《育休代替任期付職員とは》

育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職種	採用予定 人数	受験資格	
		学歴、免許等	生年月日
事務職	20人程度	(1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込みの人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和39年4月2日以降平成14年4月1日までに出生の人
技術職 (建築)	3人程度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において建築に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和39年4月2日以降出生の人
保育士	20人程度	保育士登録を受けている人又は令和2年3月までに保育士登録を受ける見込みの人	
保健師	8人程度	保健師免許（保健婦、保健士）を有する人又は令和2年4月までに有する見込みの人	
技能員 (調理員)	10人程度	中学校卒業以上の学歴を有する人	昭和39年4月2日以降平成14年4月1日までに出生の人
幼稚園教諭	7人程度	幼稚園教諭普通免許状を有する人	昭和39年4月2日以降出生の人
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（幼稚園教諭については学校教育法第9条及び地方公務員法第16条）の各号のいずれにも該当しない人			

2 津市育休代替任期付職員採用試験の申込受付は、令和2年11月18日（月）から同年12月26日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）において、総務部人事課（本庁舎7階 電話番号：059-229-3106）（幼稚園教諭の申込受付は、教育委員会事務局教育総務課（教育委員会庁舎4階 電話番号：059-229-3292））で行います。郵送による申込みもできます。

3 第1次試験

試験日	試験場所
令和2年1月19日（日）	本庁舎

※ 詳細については、令和元年11月11日（月）から総務部人事課、教育委員会事務局教育総務課、案内（本庁舎1階）、アストプラザ、各総合支所、各出張所、東京事務所等で配布する受験案内等を御覧ください。

また、津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）でも、御覧いただけます。